

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係	
許 認 可 等 名	地域相談支援給付費の給付変更決定	
根 拠 法 令	障害者自立支援法	
根 拠 条 項	第51条の9第2項	
連 絡 先	(電話 621-5171)	
審 査 基 準	基 準	<p>地域相談支援給付費の給付決定の変更の決定は、障害者自立支援法第51条の9の規定により、障害者自立支援法施行規則第34条の35各号に掲げる事項及びサービス等利用計画案(提出があった場合)を勘案し、必要があると認める場合に行うことができる。</p> <p>障害者自立支援法(平成17年法律第123号) (地域相談支援給付決定の変更) 第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。 )及び第51条の7(第1項を除く。 )の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 (略)</p>
	参 考 事 項	介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 60日(休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

審査基準

基準

- 障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）  
（法第51条の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項）  
第34条の35 法第51条の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 法第51条の6第1項の申請に係る障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
  - (2) 当該申請に係る障害者に関する地域相談支援給付費等の受給の状況
  - (3) 当該申請に係る障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前号に係るものを除く。）の利用の状況
  - (4) 当該申請に係る障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的内容
  - (5) 当該申請に係る障害者の置かれている環境
  - (6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況